

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九條第一項の規定によつて、次の区域を特別保護地区に指定しようとするので、同條第四項において準用する同法第二十八條第四項の規定によつて、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を平成二十九年七月十八日までの間、縦覧に供する。

なお、当該区域の住民及び利害関係人は、当該指針案について、縦覧期間満了の日までに広島県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年七月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 特別保護地区の名称

大浜崎鳥獣保護区大浜崎特別保護地区

二 特別保護地区の区域

尾道市因島大浜町地内の瀬戸内海国立公園大浜崎地区の区域のうち広島県有地及び本州
四国連絡高速道路株式会社所有地の区域一円

三 特別保護地区の存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針案

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

2 特別保護地区の指定目的

当該特別保護地区は、瀬戸内海国立公園として整備された区域で、豊かな生活環境の形成のために必要な区域である。また、鳥獣の誘致や鳥獣保護思想の普及啓発上、必要な区域である。

3 管理方針

・区域内の野生鳥獣の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう配慮する。

・農林業等被害及び人身事故防止等を目的とした有害鳥獣捕獲を行う場合は、実情を十分に考慮して適切に対応する。

五 前各号に掲げる事項の縦覧場所

広島県環境県民局自然環境課及び東部農林水産事務所林務課内にて縦覧に供する。